

農業会議だより

第34号(令和3年11月)発行：一般社団法人佐賀県農業会議

1. 「農地利用の最適化の取り組みを強化するための意見書」を山口知事へ提出
2. 会長会議・事務局長会議を開催
3. 上峰町農業委員会の取り組みについて
4. 農業者年金制度改正説明会、農地情報公開システム会議を開催
5. 出前研修会について（鹿島市農業委員会、伊万里市農業委員会）
6. さが園芸生産888億円推進事業について〔県園芸課〕
7. 農業者年金の制度改正について
8. 全国農業新聞電子版・全国農業図書の紹介
9. 常設審議委員会の結果（9・10月）／10. 行事予定

1. 「農地利用最適化の取り組みを強化するための意見書」を山口知事へ提出

農業会議の山口会長（伊万里市農業委員会会長）、佐藤副会長（鳥栖市農業委員会会長）、JA佐賀中央会古賀専務理事（金原副会長の代理出席）は、10月15日に常設審議委員会で決定した「農地利用の最適化を強化するための意見書」を山口知事に提出しました。

これは、県下全20市町で実施された「農業者等との意見交換会」の実施結果を踏まえたもので、農地利用の最適化のための施策や農業関係予算、各種施策等に反映させるため農業委員会法第53条に基づき実施しているものです。意見書を知事に提出した後、担い手対策や中山間地農業対策などについて意見交換を行いました。



左から古賀専務理事、山口会長、山口知事、佐藤副会長

2. 会長会議・事務局長会議を開催

○令和3年度市町農業委員会会長会議を開催しました

農業会議は9月15日に佐賀市で市町農業委員会会長会議を開催し、市町農業委員会会長等26名が出席しました。新任会長紹介のあと、農業会議事務局より農業委員会を巡る情勢、特に8月末に農水省が発出した「農業委員会の最適化活動に係る目標設定等について」の説明を行いました。また、令和3年度「農地利用の最適化の取り組みを強化するための意見書」について審議しました。さらに、人・農地プランの実質化の取組状況について意見交換を行い、参加者からは「中山間地は担い手がない」、「平坦部でも遊休農地がでてきた」などといった意見が出ました。

また、遊休農地対策についての制度変更点を説明し、その後、女性委員の登用促進について、女性委員がない市町をなくすことと複数の女性委員の登用について農業会議事務局より依頼しました。

○市町農業委員会事務局長会議を開催しました

農業会議は10月8日に佐賀市で市町農業委員会事務局長会議を開催し、31名が出席しました。内容は下記のとおり。

1. 令和4年度からの農業会議の会費について
2. 農業委員会の最適化活動に係る目標設定等について
3. 令和4年度農業委員会関係予算について
4. 令和3年度農地利用の最適化の取り組みを強化するための意見書について
5. 女性委員の登用促進について
6. 農地情報公開システムの利活用について
7. 令和3年度の会議・研修会開催計画について
8. 「さが園芸888運動」について

農業委員会女性委員数

市町名	両委員数	女性委員数	女性登用率	農委数	女性農委数	女性登用率	女性推委数	市町名	両委員数	女性委員数	女性登用率	農委数	女性農委数	女性登用率	女性推委数
1 佐賀市	63	2	3.2%	24	2	8.3%		11 吉野ヶ里町	19	2	10.5%	11	2	18.2%	
2 唐津市	53	3	5.7%	19	2	10.5%	1	12 基山町	14		0.0%	11		0.0%	
3 鳥栖市	26	2	7.7%	11	2	18.2%		13 上峰町	10	2	20.0%	6	1	16.7%	1
4 多久市	22	2	9.1%	12	2	16.7%		14 みやき町	24	2	8.3%	24	2	8.3%	
5 伊万里市	34	1	2.9%	14	1	7.1%		15 玄海町	13	1	7.7%	7	1	14.3%	
6 武雄市	45	2	4.4%	19	2	10.5%		16 有田町	17	2	11.8%	9	1	11.1%	1
7 鹿島市	31	2	6.5%	12	2	16.7%		17 大町町	10	1	10.0%	7	1	14.3%	
8 小城市	39	2	5.1%	14	2	14.3%		18 江北町	13	2	15.4%	13	2	15.4%	
9 嬉野市	33	1	3.0%	13	1	7.7%		19 白石町	37	4	10.8%	37	4	10.8%	
10 神埼市	33	1	3.0%	13		0.0%	1	20 太良町	19	2	10.5%	8	1	12.5%	1
								計	555	36	6.5%	284	31	10.9%	5

3. 上峰町農業委員会の取組みについて

①農業委員会の体制

農業委員 6 名、農地利用最適化推進委員 4 名
(令和 2 年 7 月 2 0 日～令和 5 年 7 月 1 9 日)

②上峰町の概況等

上峰町は、佐賀県の東部に位置し、北部が丘陵及び台地、南部は沖積平野となっており、約 4 5 0 h a の水田地帯が広がっています。

米・麦・大豆の生産のほか、アスパラガス、いちご、たまねぎ、マンゴー、ライム等の生産も行われております。

③上峰町農業委員会の取組み

担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等について、地域における現場活動を日々行っています。

この活動のほかに、上峰小学校の 5 年生を対象に行われる稲作体験活動は、地元の農家の方や担当地区の農業委員、小学生が、毎年楽しみにしている恒例行事で、今年度ももち米の苗を植えました。

6 月に植えた苗が大きく育ち、秋には立派な稲文字が出来上がり、たくさんのお米が収穫できました。収穫したお米で、もちつきまで行う稲作体験活動を通して、米作りの大変さや、お米を食べられることのありがたさを伝えることができたことと思います。

このように農業への意識・理解を深めることを目的とした活動にも取り組んでいます。

→稲作体験活動と稲文字（いずれも昨年のももの）



4. 農業者年金制度改正説明会、農地情報公開システム会議を開催

○農業者年金制度改正説明会を開催しました

農業会議とJA中央会は9月30日に佐賀市（Web併用）で農業者年金制度改正説明会を開催し、農業委員会とJA支所の担当職員ら約40名が出席しました。（Web出席者含む）

来年改正される ①35歳未満の保険料の引き下げ ②受給開始時期の選択肢の拡大 ③加入可能年齢の引き下げ について、概要および様式等の説明を行いました。

改正の内容については7～8ページをご覧ください。

○令和3年度農地情報公開システムの活用促進会議を開催しました

農業会議は10月18日（月）に佐賀市で「農地情報公開システムの活用促進会議」を開催し、市町農業委員会職員等30名が出席しました。

全国農業会議所農地情報公開システム事務局の平松主査より、農地情報公開システム（以下、システム）の活用メリットやシステム改修状況、農地利用調整に役立つ地図機能等の活用事例について説明しました。

システムの利用促進については、令和元年度より農業委員会の組織運動である「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動」に位置づけられ、システムに係る目標は、令和3年度末までに全国の農業委員会のうち、過半がシステムを利用することとしています。しかしながら現在の目標進捗は全国で46%、本県は30%の状況であり、さらなる利用促進が必要です。

一方で昨年度から継続的に実施されたシステムの利用に関する会計検査院の实地検査等の取りまとめにおいて、システムの利用率が低調なことについては国会の報告事項となり、農林水産省からもシステムの利用促進とデータ更新率の向上について強く指導があったところです。

こうした情勢を踏まえ、今後のシステムの利用促進の取り組みの一環として、システムを未だ利用していない農業委員会は、①システムへのログイン及び②農地台帳情報の早期更新を、既に利用されている農業委員会においても③データの最新化を行っていただくよう、ご対応のほどよろしく申し上げます。

農地情報公開システムの利用状況	市町数(割合)
①一本化しており、毎月更新している	3(15%)
②二重管理しており、毎月更新している	3(15%)
③二重管理しているが毎月の更新はしていない、更新に滞りがある	5(25%)
④既存農地台帳のみ利用しており、更新していない	9(45%)

5. 出前研修会について

○鹿島市農業委員会

農業会議は10月4日に鹿島新世紀センターで出前研修会を開催し、鹿島市農業委員・農地利用最適化推進委員ら25名が出席。この出前研修会は農業会議が市町農業委員会からの要請で実施しているものです。

今回は鹿島市農業委員会より要請があり、①農業委員会を巡る情勢と委員会活動の活性化 ②来年4月改選に伴う業務引継のポイントについて研修しました。

農業委員会を巡る情勢については、8月末に農水省が発出した「農業委員会の最適化活動に係る目標設定等について」を説明しました。出席した委員からは「規制改革会議は現場のことを全く理解していない」という意見がありました。

○伊万里市農業委員会

令和3年度後期の農業者年金の推進計画を検討するため、10月4日に伊万里市農業者年金連絡協議会を開催。農業委員・推進委員、JA職員ら40名が出席。

農業者年金の加入推進目標5名の達成に向けて、10月～12月を重点期間として戸別訪問による具体的な推進計画を協議。加入推進部長をリーダーとした加入推進班（農業委員・推進委員、JA職員等）による推進体制を再確認しました。

農業会議から農業者の将来に役立つ農業者年金の必要性やメリット、制度の特徴、加入推進にあたっての心構えを説明し、出席した委員、JA職員は目標達成に向けて意思統一を図りました。

令和3年度 農業者年金新規加入状況											
市 町 名	R3年度 目標	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	合計	令和3年度		
									達成率	残り 確保数	
佐 賀 市	8	2	0	0	0	0	1	3	38%	5	
多 久 市	1	0	1	0	0	0	0	1	100%	達成	
武 雄 市	1	0	1	0	1	0	0	2	200%	達成	
小 城 市	2	0	2	0	0	0	0	2	100%	達成	
上 峰 町	1	1	1	0	0	0	0	2	200%	達成	
有 田 町	1	0	0	1	0	0	0	1	100%	達成	
大 町 町	1	0	0	0	0	1	0	1	100%	達成	
白 石 町	8	0	2	0	0	0	3	5	63%	3	
太 良 町	2	0	1	0	0	0	0	1	50%	1	
計	57	3	8	1	1	1	4	18	32%	39	

6. 「さが園芸888運動」について〔県園芸課より情報提供〕



さが園芸888運動
 令和2年7月1日～令和3年6月30日

佐賀県農業はこれまで、佐賀平野に広がる水田など恵まれた生産基盤を活かし、米を中心とした農業を展開しており、「米づくり日本一」となるなど、食料需給基地としての役割を果たしてきました。

しかしながら、近年では、米消費量の減少に伴う米価下落や転作強化などにより、農業産出額が伸び悩んでいます。

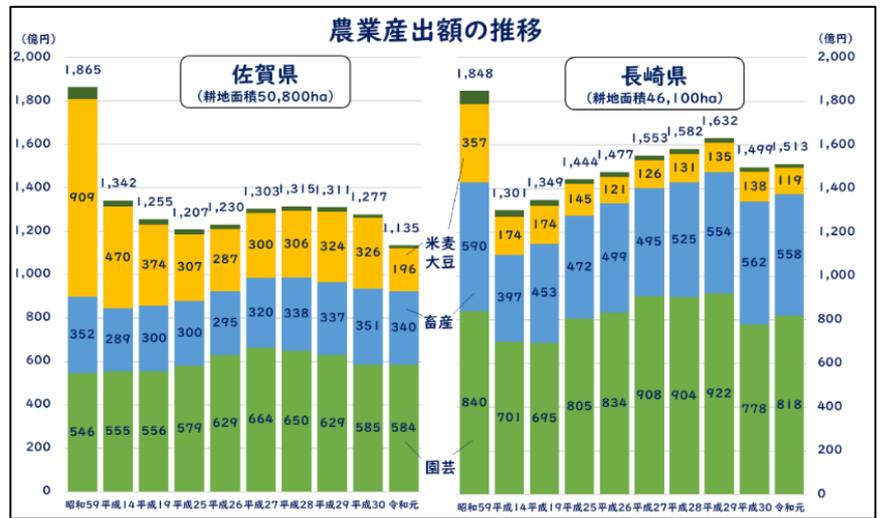
一方、他県では、水田などの生産基盤に恵まれないものの、園芸農業に力を入れたことにより農業産出額が増加しているところもあります。

このような状況のなか、県では、本県農業の持続的な発展を図るため、農家所得の確保・向上が見込める園芸農業の一層の振興に取り組むこととし、令和元年度から、生産者をはじめ、市町やJAと一体となって「さが園芸888運動」を展開しています。

この運動では、本県の園芸産出額を令和10年度までに888億円まで伸ばすことを目標としており、この目標達成に向け、これまでのハード事業（施設整備）、ソフト事業（取組支援）の実施や各地域における園芸品目の推進計画の作成支援を行うとともに、令和3年度からは、

- ★施設整備等の初期投資が抑えられ、多様な担い手の確保・育成が可能となる園芸団地の整備促進
- ★超大規模農家や集落営農法人等による露地野菜の生産拡大
- ★高品質なみかんを省力栽培できる根域制限栽培の水田等平坦部への普及拡大について重点的に推進しています。

この運動を通して、稼げる農業を実践している農家（経営体）が増え、また、それを目指し新たな担い手が確保されるような好循環が生まれることを目指していきます。



みかん根域制限栽培



園芸団地



農業者年金が さらに便利になります！

～より加入しやすく・生活設計に応じた年金受給～

ポイント

1

令和4年1月から

若い農業者が加入しやすいよう
保険料が引き下げられます

(35歳未満の方は、月額1万円から加入できます)

ポイント

2

令和4年4月から

農業者年金の受給開始時期の
選択肢が広がります

(年金の受給開始時期を、ご自身で選択できます)

農業者老齢年金：65歳以上75歳未満

特例付加年金：65歳以上（年齢上限なし）

ポイント

3

令和4年5月から

農業者年金の加入可能年齢が
引き上げられます

(60歳以上65歳未満の方も加入できます)



詳しくは… 農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



ポイント

令和4年1月から

1の説明

35歳未満の方は、月額1万円から加入できる！

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円から（上限6万7千円）でも通常加入できるようになります。（保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます。）

【保険料引き下げ（保険料1万円以上）の対象者】

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

【35歳未満の方の通常加入の保険料】

（千円単位で選択できます）



ポイント

令和4年4月から

2の説明

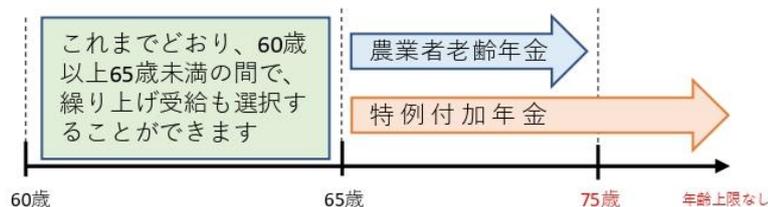
年金の受給開始時期を、ご自身で選択できる！

（昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象）

年金の受給要件を満たした方は、年金の受給開始時期を、ご自身で選択することができます。

【年金の受給開始時期】

- ・農業者老齢年金：65歳～75歳
- ・特例付加年金：65歳以上（年齢上限なし）



【年金の受給要件】

【農業者老齢年金】

- ・65歳以上であること

【特例付加年金】

- ・60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること
- ・農業を営む者でないこと（経営継承を完了していること）
- ・65歳以上であること

ポイント

令和4年5月から

3の説明

加入可能年齢が、60歳から65歳に引上げ！

現在、農業者年金に加入できるのは、農業に従事（年間60日以上）する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も農業者年金に加入できるようになります。

【国民年金の任意加入者とは】

国民年金の保険料納付済期間が480月(40年)に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます

【農業者年金の加入要件】

農業に従事（年間60日以上）する方で



農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJA又は農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

● 専門相談員
TEL: 03-3502-3199

● 企画調整室
TEL: 03-3502-3942

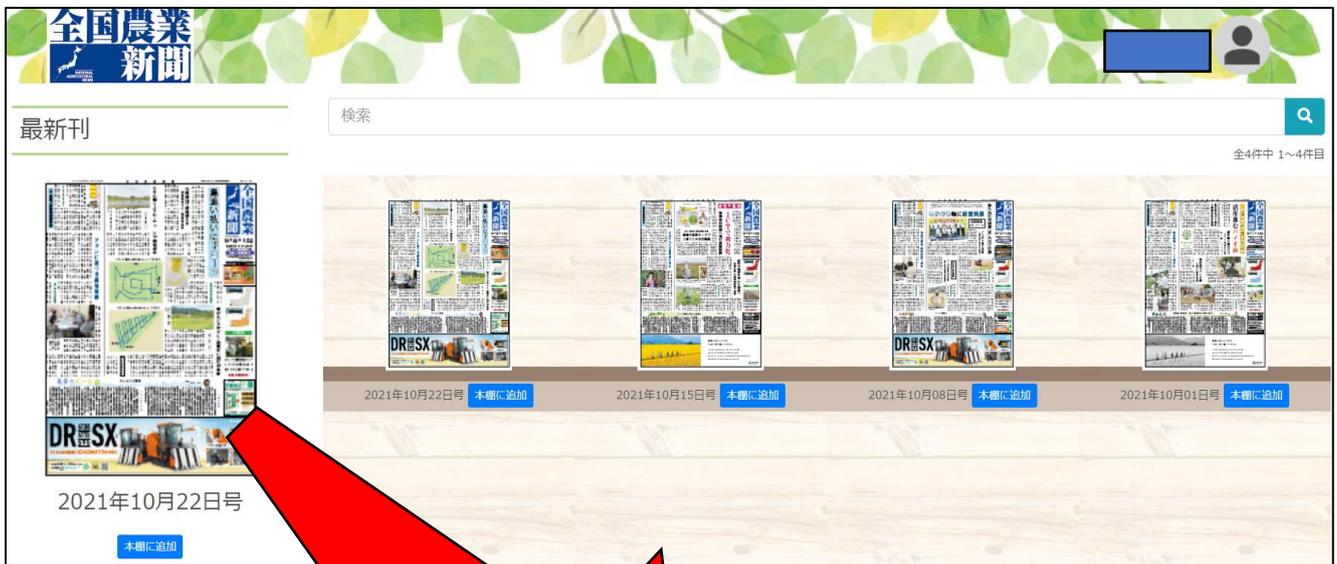
8. 全国農業新聞電子版・全国農業図書の紹介

○全国農業新聞電子版の紹介

全国農業新聞電子版は、10月から配信を始めました。お手持ちのパソコン・タブレット・スマートフォンで、いつでもどこでも読みいただけます。

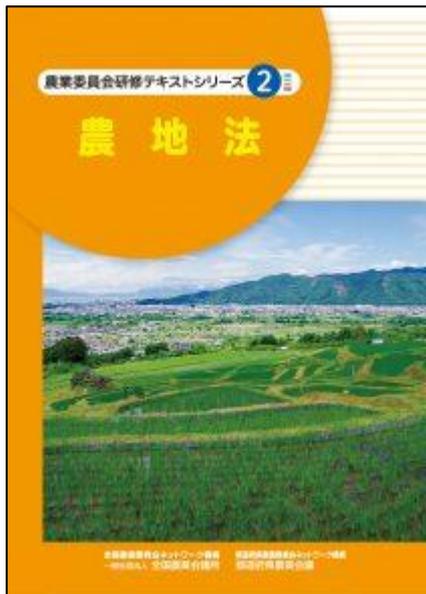
- ▼新聞本紙と同じレイアウトで記事が読める「紙面ビューアー」。文字サイズを読みやすい大きさに変更して読むことができます。
- ▼全国すべての地方版（ブロック版、県版など）もご覧いただけます。
- ▼動画コンテンツ、広告へのハイパーリンク、記事の検索、バックナンバーの保管など、電子版ならではの機能が満載です。
- ▼さらに、ご自宅等に郵送される新聞本紙をご購読中の方は、電子版専用サイトにてパスワードを取得することで、電子版を無料でお読みいただけます。

詳細はこちら⇒「あぐりオンライン」 <https://agronline.jp/>



○全国農業図書の紹介

刊行一覧はこちら⇒ <https://www.nca.or.jp/tosho/catlist/>

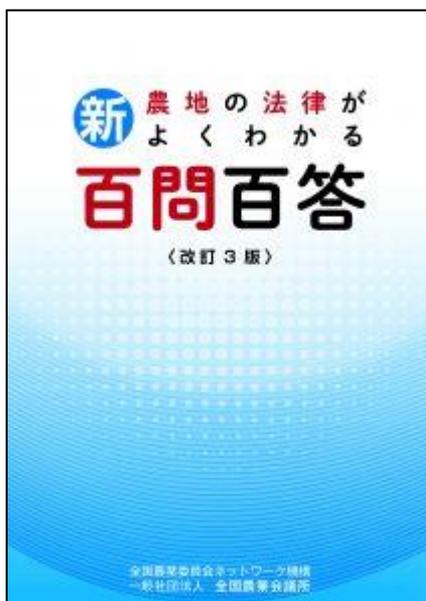


農業委員会研修テキストシリーズ②農地法

農地制度の概要、農地法にもとづく農業委員会・農業委員の業務についてわかりやすく説明したテキストです。

今回の改訂では、利用状況調査・利用意向調査の見直し、現地確認・勧告の実施時期の見直しのほか、令和3年3月の施行規則改正による農地所有適格法人の事業要件の改正等を反映しています。

研修教材として、総会・部会等での参考資料として幅広く活用できる内容です。【税込480円】



新・農地の法律がよくわかる百問百答 改訂三版

農地法、基盤法、農地中間管理法、特定農地貸付法、市民農園整備促進法に加え、改訂3版では新たに生産緑地法、都市農地貸借円滑化法の2法の間答を追加し、さらに充実。農地に関わる法律制度ごとに、わかりやすく解説しています。

今回の改訂では、平成30年、令和元年の農地制度改正等を反映しているほか、統計数字も最新のデータに見直しを行っています。

民法まで含めた広範な相談に対応する「農地全書(31-46)」と併せて是非ご活用下さい。【税込2,400円】



農地法の解説（改訂三版）

法律の条文ごとに、政令、省令、事務処理基準、運用通知、事務処理要領などの基本的な通知だけでなく、過去の通達や照会への回答、判例等も引用し、順序立てて農地法の全体像を基礎から詳細まで分かりやすく説明した解説書です。

改訂二版から60頁増！農地法をより深く知る解説書としてさらにパワーアップしています。【税込3,600円】

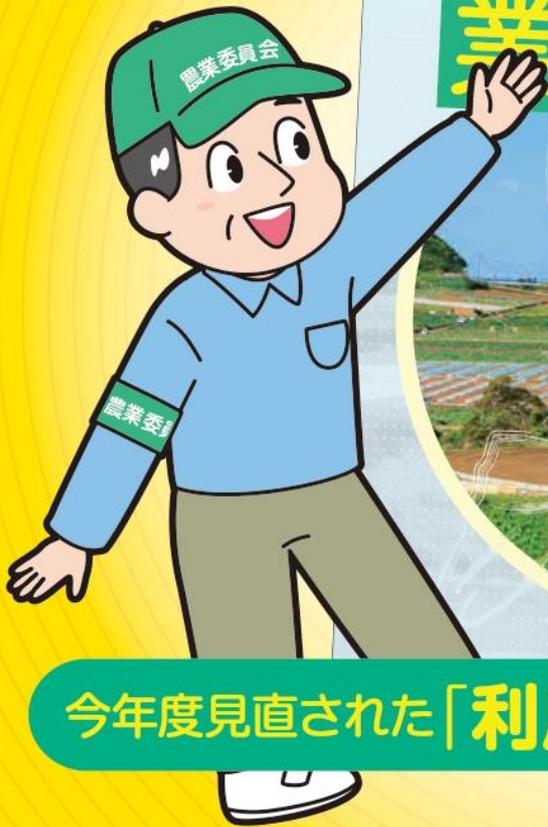
2021年度

農業委員会 業務必携

大きく
刷新!

88号

農業委員会 業務必携



今年度見直された「利用状況調査」などを詳述しています。

目次概要

巻頭言

農政ピックアップ

特集 令和3年度から農地パトロールが新しくなります

農業委員会の業務と具体的な進め方

第1章 農業委員会の業務と進め方

第2章 農地利用の最適化（農業委員会法 第6条2項業務）

第3章 関係法令に基づく業務（農業委員会法 第6条1項業務）

第4章 担い手の育成・確保と情報提供活動（農業委員会法 第6条3項業務）

第5章 「農業者等との意見交換会」と関係行政機関への「意見の提出」

〈トピックス〉信頼される農業委員会に向けて

活動事例

2021年度 農業委員会業務必携 88号

全国農業図書コード R03-10

A4判・116頁（予定） 税込1,490円

令和3年7月9日刊行

全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所

委員研修でさらに使いやすくなりました!

内容の整理・充実

- 農業委員会法 第6条2項業務 さらに詳しく
- 各章冒頭に「農業委員・推進委員の役割」、
末尾に各章の「ポイント」整理
- 巻末に「優良事例」集約
- 文章を短く、箇条書き活用し「コンパクト化」



使い勝手の向上

- 各ページ左右に「メモ欄」新設、メモしやすい紙質に変更
- 業務フロー図やイラスト・写真でさらに分かりやすく
- QRコードで関連ホームページに誘導



「委員会業務のイメージが湧きました」

——新任農業委員・推進委員の研修会に活用

活用例

滋賀県彦根市農業委員会では、体制変更後に開催した農業委員・推進委員の研修会に農業会議職員が業務必携を活用して説明。豊富な事例を使った具体的な記載が分かりやすく、「幅広い委員会業務のイメージが湧きました」との感想が出ました。

農業委員会業務必携 のご購入は、お住まいの都道府県農業会議へ

都道府県農業会議(電話、FAX一覧) <https://www.nca.or.jp/tosho/howto/>

全国農業委員会ネットワーク機構 一般社団法人 全国農業会議所

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル TEL.03-6910-1131

<https://www.nca.or.jp/tosho/>



9. 常設審議委員会結果（令和3年7・8月）

農地法第4条、第5条及び第18条の規定により県農業委員会ネットワーク機構（佐賀県農業会議）に意見を求められた案件について、常設審議委員会において審議されました。

第66回、第67回の件数及び面積については、以下のとおりです。

<農地法関係処理状況>

○審議件数

第66回	9月15日	第4条	2
		第5条	6
		第18条	1
第67回	10月15日	第4条	-
		第5条	7

○田畑別件数及び面積(m²)

※田・畑の混合案件があるため、件数の計が一致しない。

回数	開催日	区分	田		畑		計	
			件数	面積	件数	面積	件数	面積
第66回	9月15日	第4条	1	2,253	2	6,161	2	8,414
		第5条	6	15,640	4	20,175	6	35,815
		第18条	1	1,301	0	-	1	1,301
第67回	10月15日	第4条	0	-	0	-	0	-
		第5条	6	41,710	3	4,269	7	45,979

10. 今後の行事予定

月	日	時間	場所	内容
11	9	13:30	グランデはがくれ	集落座談会実践研修会（実践①）
	10	14:00	神崎市役所	農業委員会職員地区別研修会（三神地区）
	12	14:00	大町町公民館	農業委員会職員地区別研修会（杵藤地区）
	15	13:30	佐賀総合庁舎	第68回常設審議委員会
	19	14:00	多久市あいぱれっと	農業委員会職員地区別研修会（佐城地区）
	24	14:00	伊万里市民センター	農業委員会職員地区別研修会（東西松浦地区）
	25	13:30	グランデはがくれ	集落座談会実践研修会（実践②）
12	1	13:00	-	令和3年度農業者年金加入推進セミナー（動画配信）
	2	13:00	東京都	令和3年度全国農業委員会会長代表者集会（動画配信）
	10	13:30	グランデはがくれ	集落座談会実践研修会（実践③）
	15	13:30	佐賀総合庁舎	第69回常設審議委員会